

# 公民館の地域交流センターへの移行について (公民館の地域交流センターへの移行に係る条例改正)

木更津市役所市民活動支援課

令和7年4月



# 目次

1

公民館はどのような施設なのか？

2

なぜ、地域交流センターへ移行をめざしているのか？

3

どのような機能が新たに付与されるのか？

4

具体的にどう変わる？

5

スケジュール

6

意見公募について



# 1. 公民館はどのような施設なのか？

**1 中央公民館**  
 木更津市中央 1-15-4  
 ☎0438-25-4561  
 FAX.0438-25-4562  
 chuo-k@city.kisarazu.lg.jp  
 80台 (地下1階1室)  
 ※障がい者用トイレ、多機能トイレ、エレベーター、自動ドアあり

**2 文京公民館**  
 木更津市文京 2-6-54  
 ☎0438-23-3836  
 FAX.0438-23-3836  
 bunkyo-k@city.kisarazu.lg.jp  
 79台 (地下1階3室)  
 ※障がい者用トイレあり

**3 清見台公民館**  
 木更津市清見台南 5-1-29  
 ☎0438-98-7654  
 FAX.0438-98-7142  
 kiyomidai-k@city.kisarazu.lg.jp  
 15台  
 ※障がい者用トイレあり

**4 西清川公民館**  
 木更津市永井作 2-11-12  
 ☎0438-23-0286  
 FAX.0438-23-0286  
 nishikyok@city.kisarazu.lg.jp  
 20台 (地下1階2室)  
 ※障がい者用トイレ、多機能トイレ、エレベーター、自動ドアあり  
 ※車庫あり (専用)

**5 桜井公民館**  
 木更津市桜井新町 4-2  
 ☎0438-30-7311  
 FAX.0438-30-7312  
 sakurak@city.kisarazu.lg.jp  
 30台 (地下1階1室)  
 ※障がい者用トイレ、多機能トイレ、エレベーター、自動ドアあり

**6 畑沢公民館**  
 木更津市畑沢 1053-12  
 ☎0438-37-1005  
 FAX.0438-37-1005  
 hatazawa-k@city.kisarazu.lg.jp  
 40台 (地下1階1室)  
 ※障がい者用トイレ、多機能トイレ、エレベーター、自動ドアあり

**7 波岡公民館**  
 木更津市大久保 5-7-1  
 ☎0438-37-8515  
 FAX.0438-37-8515  
 namika-k@city.kisarazu.lg.jp  
 26台 (地下1階1室)  
 ※障がい者用トイレ、多機能トイレ、エレベーター、自動ドアあり

**8 八幡台公民館**  
 木更津市八幡台 4-2-1  
 ☎0438-36-4010  
 FAX.0438-36-4010  
 hachimandai-k@city.kisarazu.lg.jp  
 20台

**9 鎌足公民館**  
 木更津市矢部 999-1  
 ☎0438-99-3111  
 FAX.0438-92-3111  
 kamataki-k@city.kisarazu.lg.jp  
 30台 (地下1階1室)  
 ※多機能トイレあり

**10 東清公民館**  
 木更津市菅子 469-1  
 ☎0438-99-2919  
 FAX.0438-98-2919  
 tosonai-k@city.kisarazu.lg.jp  
 20台  
 ※障がい者用トイレ、多機能トイレ、エレベーター、自動ドアあり

**11 岩根公民館**  
 木更津市高郷 3-2-1  
 ☎0438-41-1164  
 FAX.0438-41-1164  
 iwane-k@city.kisarazu.lg.jp  
 20台  
 ※多機能トイレあり

**12 岩根西公民館**  
 木更津市江川 934-1  
 ☎0438-41-1023  
 FAX.0438-41-1023  
 iwaneh-k@city.kisarazu.lg.jp  
 30台 (地下1階1室)  
 ※障がい者用トイレ、多機能トイレ、エレベーター、自動ドアあり

**13 金田公民館**  
 木更津市中央 1095  
 ☎0438-41-0002  
 FAX.0438-41-0002  
 kaneda-k@city.kisarazu.lg.jp  
 20台  
 ※多機能トイレあり

**14 中郷公民館**  
 木更津市舟形 789 番地  
 ☎0438-99-0802  
 FAX.0438-99-0802  
 nakagou-k@city.kisarazu.lg.jp  
 14台 (地下1階1室)  
 ※多機能トイレあり

**15 富岡公民館**  
 木更津市下郷 1770-1  
 ☎0438-53-5952  
 FAX.0438-53-5952  
 tominaga-k@city.kisarazu.lg.jp  
 8台  
 ※多機能トイレあり

**16 富来田公民館**  
 木更津市真栗谷 110  
 ☎0438-53-2027  
 FAX.0438-53-2079  
 tokiyama-k@city.kisarazu.lg.jp  
 97台 (地下1階2室)  
 ※障がい者用トイレ、エレベーター、多機能トイレ、自動ドアあり

**公民館とは？**  
 社会教育法で定められた社会教育施設  
 ・市内：15館  
 ・所管：教育委員会

**公民館の目的**  
 実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする (社会教育法)

**公民館の事業**  
 ・ 定期講座を開設すること。  
 ・ 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。  
 ・ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。  
 ・ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。  
 ・ 各種の団体、機関等の連絡を図ること。  
 ・ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

## ○公民館とは？

社会教育法で定められた社会教育施設

- ・ 市内：15館
- ・ 所管：教育委員会

## ○公民館の目的

実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする (社会教育法)

## ○公民館の事業

- ・ 定期講座を開設すること。
- ・ 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- ・ 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- ・ 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- ・ 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- ・ その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること

## 2. なぜ、地域交流センターへ移行をめざしているのか？

### 地域交流センターへ移行は何のため？



「地域づくり」や「地域交流」における公民館施設の利用の可能性を拡大し、  
全庁的（横断的）にまちづくりを推進したい！

#### 「地域づくり」とは・・・

市民や行政、市民活動団体などが連携して、地域課題を解決し、  
住みよい地域社会を築く活動です。

#### 「地域交流」とは・・・

地域の人々のつながりを深め、地域を活性化させる活動です。



## 2. なぜ、地域交流センターへ移行をめざしているのか？

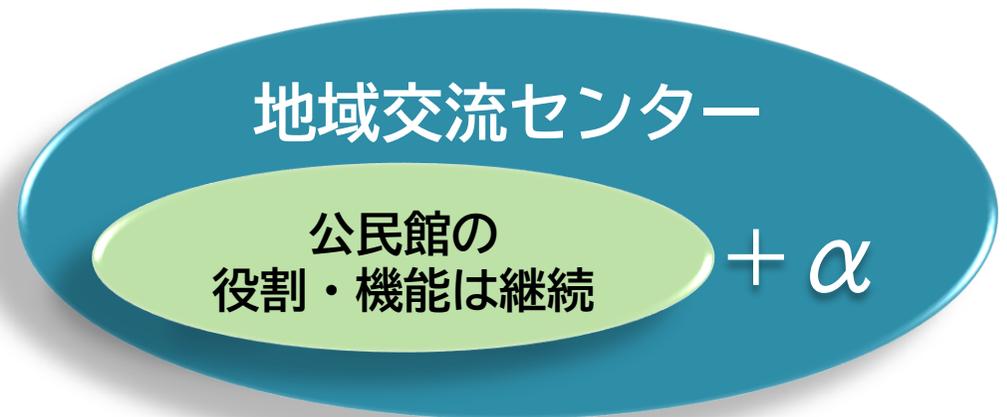


【社会教育施設】  
所管：教育委員会

社会教育施設から  
公の施設（市長部局）へ



【公の施設】  
所管：市長部局



### 3. どのような機能が新たに付与されるのか？

#### 地域づくりの推進

- ・ 協働（市民と行政等の協働）のまちづくりを推進  
⇒市が全庁的（横断的）に地域と連携し、地域課題に対応（担い手支援、補助金支援等）
- ・ 地域づくりの拠点へ  
⇒地域づくりを推進する拠点として位置付ける

#### 地域交流の推進

- ・ より活用しやすい施設へ  
⇒利用者がより便利に施設を利用できる（開館時間、予約・使用申請日等の見直し）
- ・ 交流機能の向上  
⇒さらなる交流促進に向けた施設使用の拡大（物販・営利目的の使用を可能へ等）



## 4. 具体的にどう変わるの？（施設）

項目	公民館	地域交流センター
名称	木更津市立〇〇公民館	木更津市〇〇地域交流センター
担当部署	教育委員会 (社会教育施設)	市長部局 (公の施設)
運営形態	市直営	市直営 (金田地域交流センターは指定管理者による管理)
開館時間	午前9時00分～午後9時30分	午前8時30分～午後9時30分
休館日	月曜日・祝日・年末年始(12/28～1/3)	祝日、年末年始(12/29～1/3) ※月曜日開館します。(年間で52日多く開館) (金田地域交流センターは月曜・年末年始(12/29～1/3))
貸館方針	社会教育法に則った貸館	公の施設としての貸館 ○多種多様な団体(民間業者等)の利用ができます。 ○物販・営利目的等の利用も可能です。
使用料金	公民館条例に基づく使用料金	公民館の使用料金を踏襲 ※ただし、営利等の利用は10割加算、市外利用者は5割加算、入場料を徴収する場合は入場料に応じ加算
利用申請期間	1か月前から3日前まで	原則:使用日の6か月(営利は3か月)前から3日前 特例:条件付きで2日前から当日の申請が可能 となる仕組みを設ける。(追加)

## 4. 具体的にどう変わるの？（補足）

公民館が行ってきた事業はどうなるのか？

- ・ 公民館事業（社会教育事業※）は引き続き継続します

※社会教育事業は移行後も教育部生涯学習課が所管します。  
教育委員会の指導・助言のもと、地域交流センターの職員が事業を実施します。

公民館で活動してきたサークルや団体の利用はどうなるのか？

- ・ これまでどおり、ご利用いただけます。



## 5. スケジュール（予定）

日時等	項目
令和7年3月22日（土）～ 令和7年4月21日（月）	意見公募の実施
令和7年4月13日（日）10時～	市民向け説明会 中央公民館
令和7年4月15日（火）10時～	市民向け説明会 各公民館でZoomによりオンラインで 同時開催（一部公民館は除く）
令和7年4月18日（金）19時～	市民向け説明会 金田地域交流センター
令和7年5月頃	意見公募意見等 とりまとめ・公開
令和7年6月	6月市議会定例会 条例案を提出
令和7年7月～令和8年3月	移行周知
令和8年4月～	施行

## 6. 意見公募について

意見公募	令和7年3月22日（土）～令和7年4月21日（月）	
意見公募資料の閲覧	市ホームページ・市民活動支援課（朝日庁舎）・行政資料コーナー（朝日庁舎）・図書館・市内の各公民館、金田出張所で閲覧できます。	
意見提出方法	意見書に住所・氏名（団体名）・連絡先を記入し提出してください。提出方法は以下です。	
	◆電子メールの場合	<a href="mailto:seikatsu@city.kisarazu.lg.jp">seikatsu@city.kisarazu.lg.jp</a>
	◆ファックスの場合	0438-25-3566
	◆郵便等、持参の場合	〒292-8501 千葉県木更津市朝日三丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎 市民活動支援課あて
◆図書館、市内の公民館を 経由して提出する場合	開館時間内に、職員に直接提出をお願いします。	



ご静聴いただき  
ありがとうございました

